

会津地域産業保健センター利用申込書

健康相談・面接指導利用申込書

様式地1

事業場	事業場名				
	所在地	〒			
	労働者数	(男: 人)	(女: 人)	(計 人)	
	事業内容				
	代表者	職名:	氏名:		
	担当者	職名:	氏名:	電話:	FAX:
	企業の情報*	企業名 ()	労働者数 (人)	産業医数 (人)	うち 統括産業医 (有 ・ 無)
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導)	(対象者	名)		
	2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導)	(対象者	名)		
	3 健康相談(ストレスチェック相談・指導)	(対象者	名)		
	4 健康相談(その他)	(対象者	名)		
	5 健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者	名)		
	6 長時間労働者に対する面接指導	(対象者	名)		
	7 高ストレス者に対する面接指導	(対象者	名)		
	8 その他 ()	(対象者	名)		
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない			
その他連絡事項等	【受診 年 月 日】				
	Email :				

- ※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。なお、本事業は中小企業の小規模事業所を優先的に対象といたします。統括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
- ※ 「統括産業医」とは、企業における名称の如何の関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について統括的に指導を行う産業医のことを指します。
- ※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
- ※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
- ※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2(例)を使用すること

*下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

- 全項目に漏れなく記入しています。
- 事業場は50人未満です。
- 当社に統括産業医は居ません。
- 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は、「保健指導結果の取得について事業所から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 上記の相違ありません。

チェック欄	はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

会津地域産業保健センターの ごあんない

応援します!

職場のいきいき健康



会津地域産業保健センター

〒965-0059 会津若松市インター西33-5 (公社)会津若松医師会館内
TEL 0242-85-6075 FAX 0242-93-5135
 コーディネーター 携帯 070-2197-8613
 〒966-8601 喜多方市字御清水東7244-2 喜多方市保健センター1階
TEL 0241-23-5340 FAX 0241-23-5341
 コーディネーター 携帯 070-2197-8614

会津地域産業保健センターでは皆さまのお越しをお待ちしています!

産業医選任義務のない小規模事業所(労働者数50人未満)の事業者や労働者の皆様の健康相談を**無料**で行っております。お気軽にご相談下さい。

健康相談窓口の内容

1 労働者の健康管理に係る相談



(1) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の検査、血糖検査、尿中の糖の検査、心電図検査)などに、異常の所見がある労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

(2) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談指導

不眠などメンタルヘルス不調を感じている労働者、定期健康診断の際、ストレスに関連する症状・不調を把握された労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果に基づく医師からの意見聴取(法令事項)

労働安全衛生法は、事業者に対して、健康診断で異常の所見があった労働者の、健康保持のために必要な措置について、医師から意見を聴取することが義務付けられています。

(安衛法第66条の4)



3 長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導(法令事項)

脳・心臓疾患の発生を予防するため、時間外・休日労働時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる者に対し事業者は医師による面接指導を実施することが義務付けられています。(安衛法第66条の8、安衛則第52条の2)

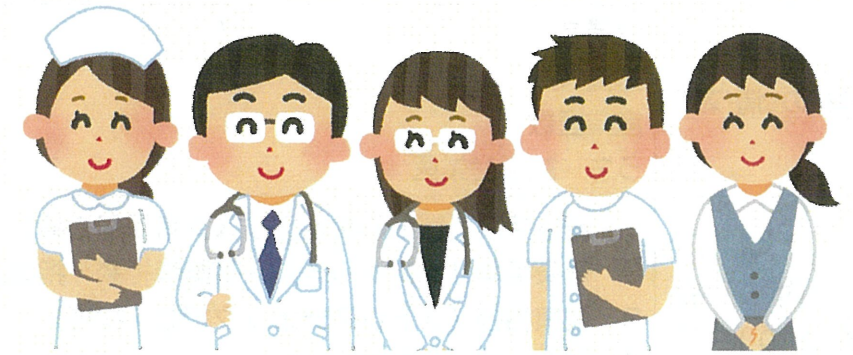
時間外・休日労働時間が月80時間未満でも、疲労の蓄積が認められる者や、健康上の不安を有している者に対しても、医師による面接指導が努力義務とされています。(安衛法第66条の9、安衛則第52条の8)

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であると、ストレスチェック実施者が判定した者を対象として、面接指導を実施することが義務付けられています。(安衛法第66条の10、安衛則第52条の15)



個別訪問による産業保健指導

訪問を希望する小規模事業場を、医師・保健師または労働衛生工学の専門家が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



相談窓口は下記に設置します。最寄りの場所にお越し下さい。(日時・場所については別途お知らせします)

- 会津若松医師会(会津若松医師会館)
- 喜多方医師会(会津喜多方商工会議所会館)
- 両沼郡医師会(会津坂下町商工会館)
- 南会津郡医師会(南会津町商工会館)
- その他(地域・職域連携等により計画された市町村など)

会津地域産業保健センター 会津エリア 会津地域産業保健センター 喜多方エリア



〒965-0059 会津若松市インター西33-5(公社)会津若松医師会館内
TEL 0242-85-6075 FAX 0242-93-5135
コーディネーター携帯 070-2197-8613
メール aizu@fukushimas.johas.go.jp



〒966-8601 喜多方市字御清水東7244-2 喜多方市保健センター1階
TEL 0241-23-5340 FAX 0241-23-5341
コーディネーター携帯 070-2197-8614

ご利用にあたっては事前の申し込みが必要です! 相談内容や指導内容については秘密を厳守します。